

◆町営住宅に申し込まれる方へ◆

<入居資格>

- 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- **公営住宅法に規定する収入基準以下であること。**

収入(基準)階層表

一般階層	一般階層	世帯月額 ※3			備考	
1	1	0	円	～ 104,000	円	原則、世帯所得が
2	2	104,001	円	～ 123,000	円	158,000円以内である
3	3	123,001	円	～ 139,000	円	必要があります。
4	4	139,001	円	～ 158,000	円	↑ 一般階層 ※1
	5	158,001	円	～ 186,000	円	
	6	186,001	円	～ 214,000	円	↑ 裁量階層 ※2

※1 一般基準 …入居できる世帯所得の上限 158,000円以内

※2 裁量基準(一般基準の例外)※小学校就学前の子供がいる子育て世帯など
…入居できる世帯所得の上限 214,000円以内

※3 **世帯月額 = [年間の世帯所得合計(所得証明書等に記載されている所得額) - 控除合計(同居者控除、寡婦控除など)] ÷ 12ヵ月**

*控除項目の詳細については「別紙1」を確認してください。

～世帯所得を計算してみよう～

- (例1) ○ 条件1【家族構成】 夫(35歳)、妻(32歳)、子(10歳)
○ 条件2【所得証明書の所得額】 夫(2,000,000円)、妻(500,000円)
○ 計算式
[(A)年間の世帯所得合計 - (B)控除合計] ÷ 12ヵ月 = (C)世帯月額
[(A)2,000,000円+500,000円 - (B)380,000円×2人] ÷ 12ヵ月
= (C)145,000円 < 158,001円 ⇒ 一般基準(階層)以内 OK
- (例2) ○ 条件1【家族構成】 夫(35歳)、妻(32歳)、子(10歳)
○ 条件2【所得証明書の所得額】 夫(2,000,000円)、妻(1,000,000円)
○ 計算式
[(A)年間の世帯所得合計 - (B)控除合計] ÷ 12ヵ月 = (C)世帯月額
[(A)2,000,000円+1,000,000円 - (B)380,000円×2人] ÷ 12ヵ月
= (C)186,666円 < 158,001円 ⇒ 一般基準(階層)以上 NG
- (例3) ○ 条件1【家族構成】 夫(35歳)、妻(32歳)、子(10歳)
○ 条件2【所得証明書の所得額】 夫(2,000,000円)、妻(1,000,000円)
○ 条件3【その他】妻、現在離職中により、「離職票」提出済み
→離職票の確認により、妻の所得を「0円」とする。
○ 計算式
[(A)年間の世帯所得合計 - (B)控除合計] ÷ 12ヵ月 = (C)世帯月額
[(A)2,000,000円+0円 - (B)380,000円×2人] ÷ 12ヵ月
= (C)103,333円 < 158,001円 ⇒ 一般基準(階層)以内 OK

- **町税、使用料等の滞納が無いこと(他市町村分含む)**
- 申込者及び同居者が暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員)でないこと。
- 申込者以外に入居者(同居者)がいる場合、その者は親族(婚約の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)であること
- その他町営住宅に関する条例等による。

<提出書類>

① ～ ⑤は必須です。

-
- ① 『町営住宅の入居許可について(申請)』 様式第4号
 - ② 申込者と同居親族全員(世帯全員)の住民票の写し(筆頭者・世帯主との続柄の記載があるもの)
住民登録しないで遠隔地に居住している扶養親族等がいる場合は、それを証明する書類(在学証明書、学生証の写し等)
 - ③ 市町村長が発行する最新の所得証明書(各種控除、扶養人数等が記載されているもの)
 - ① 1月1日に住民登録していた市町村の税務課等で発行します。
 - ② 15歳以上で学生でない方は全員必要です。
 - ③ 入居する方(例えば妻子など)が無収入の場合も必要です。
 - ④ 所得証明書に記載されている所得は前々年度(あるいは前年度)の所得になりますので、その間、転職等により、所得が大幅に変わった場合には、併せて、直近の「源泉徴収票」「給与明細書(最低でも3ヵ月分)」等も提出してください。
 - ④ 納税義務者全員の納税証明書
生活保護世帯については「非課税証明書」を提出してください。
 - ⑤ 住宅の困窮事情を明らかにした書類(申請書「様式第4号」の裏面に記入欄があります)
- ⑥ ～ ⑪は該当する場合に提出する書類です。

-
- ⑥ 失業中の方がいる場合
「雇用保険受給資格者証」(写)、「離職票」(写)、「退職証明書」のうちいずれか。
 - ⑦ 現勤務先を概ね3ヵ月以内に退職予定の方
「退職(予定)証明書」(指定様式1)
※ 指定様式1、任意様式にかかわらず、必ず書面での提出が必要です。
 - ⑧ 生活保護を受けている場合
「生活保護受給証明書」
 - ⑨ 婚約中の2人が入居する場合
「婚約証明書」(指定様式2)
※1 ただし、入居後3ヵ月以内に結婚することが条件です。
※2 親子関係を証明する書類(戸籍謄本、同一世帯であれば住民票でも可)を添付してください。
 - ⑩ 母子世帯の場合
「児童扶養手当証書」(写)又はその他母子世帯であることを確認できる書類
 - ⑪ 心身障害者の方がいる場合
「身体障害者手帳」(写)、「療育手帳」(写)等

<その他>

- 応募多数により抽選になる場合は、概ね申込最終日から3週間前後の日を抽選日とします。
- 入居する際には、連帯保証人1名を届出する必要があります。
- (問合せ先) 八峰町役場 建設課 0185-76-4610(建設課直通)

公営住宅法に規定する控除額一覧

控除名		控除対象者	控除額
一般控除	ア. 親族控除	(申込者本人を除く)同居又は(同居予定)親族及び遠隔地扶養親族	1人につき 380,000円
	イ. 老人扶養控除	扶養親族のうち年齢70歳以上の人	100,000円
特別控除	ウ. 特定扶養控除	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)	250,000円
	エ. 寡婦控除	①夫と死別してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で500万円以下の所得の人 ②夫と死別し又は離婚してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で扶養親族のある人 ③結婚暦のない母で、現在も結婚しておらず、扶養親族がいる人又は生計を一にする子(所得金額が38万円以下の者で他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない人)がいる人	270,000円 (所得が270,000円未満の場合はその額)
	オ. 寡夫控除	①妻と死別し若しくは離婚した後婚姻していない人又は妻の生死が不明な人で、現に生計を一にする子(所得金額が38万円以下の者で他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない人)を有し500万円以下の所得の人 ②結婚暦のない父で、現在も結婚をしておらず、合計所得金額が500万円以下であり、生計を一とする子(所得金額が38万円以下の者で他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない人)がいる人	
	カ. 障害者控除	所得者本人及び扶養親族のうち ①精神保健指定医などから中度・軽度の知的障害者と判定された人(療育手帳表示B) ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2・3級の人 ③身体障害者手帳の交付を受けている人で1・2級以外の人 ④戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症以下の人 ⑤年齢65歳以上の人で障害の程度が①③と同程度であることの福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	270,000円
	キ. 特別障害者控除	所得者本人及び扶養親族のうち ①心神喪失の状況にある人(要医師の診断書) ②精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人(療育手帳表示A) ③国民年金法施行令別表の1級と同程度の人(都道府県知事等の証明書) ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 ⑤身体障害者手帳の交付を受けている人で1・2級の人 ⑥戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第3項症までの人 ⑦原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑧常に就床を要し、複雑な介護を要する人(医師の診断書) ⑨年齢65歳以上で障害の程度が①②⑤と同程度であることの福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	400,000円